

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

6

2025

TOPICS

P2 資産安心コラム

不動産で相続税を支払う？
知っておきたい物納の仕組み

P3 暮らしとお金の教養講座

生命保険を有効活用
相続税対策の基礎知識

P4 相続・贈与の基礎知識

早めの対策がカギ！
生前贈与と相続税の基礎知識

数字で見る相続

相続税の実地調査 申告漏れ等7,200件

国税庁の『令和5事務年度における相続税の調査等の状況』によると、相続税の実地調査件数8,556件（対前事務年度比104.4%）のうち、84.2%となる7,200件で申告漏れなどの指摘がありました。追徴税額合計は735億円（同109.8%）、実地調査件数1件当たりの追徴税額は859万円となり、いずれも増加（対前事務年度109.8%、105.2%）しています。

相続税の申告漏れなどは、悪意がなくとも、知識不足が原因で発生することが多々あります。実際に実地調査が行われると、8～9割の人が何らかの指摘を受けて、追徴税額に加えて加算税や延滞税などのペナルティが科される場合もあります。

相続税の申告に不安がある場合は早めに専門家に相談し、申告漏れなどに気づいた場合は、速やかに正しい内容で修正申告をしましょう。

不動産で相続税を支払う？ 知っておきたい物納の仕組み

相続税の納税は金銭納付が原則ですが、延納によっても金銭での納付が困難な場合に一定の要件を満たせば、不動産などで納税する「物納」という方法も選択できます。今回は、物納の仕組みやメリット・デメリット、手続きの流れ、注意点などについて説明します。

物納の基礎知識 物納できる財産は限られている

国税は金銭で納付することが原則ですが、相続税に限り、延納（分割払い）を利用してもなお金銭で納付することが困難な場合には、納税者の申請によって、その納付を困難とする金額を限度として、一定の相続財産で納付する「物納」が認められています。

これは、相続財産に不動産の割合が多く金銭が少ないケースのように、相続税の申告期限内に納税資金を準備できない場合があるためです。そして、物納の対象となる財産は、相続税の課税価格の計算の基礎となった相続財産のうち、国内にある土地、建物、株式などに限られており、物納に充てる順位も決められています。

物納を利用する場合には、金銭での納付が困難な場合でも相続税を納付できる、物納に充てる財産の譲渡所得税は非課税になるなどのメリットがありますが、一方で、物納に充てる財産の評価額が売買価額よりも低くなる可能性や、物納申請の手続きが煩雑であるなどのデメリットを認識しておくことが重要です。

なお、近年は物納の利用状況が変化し、2020年以降は年間数十件程度にとどまっています。減少傾向の背景には、①2006年の相続税法改正で物納の要件が厳しくなり、流動性が低い財産の物納が困難になった、②不動産市場の活発化により売却して現金化しやすくなった、③相続税を最長20年間分割で支払う延納制度が普及し、物納よりも比較的手続きが簡単な延納の利用が増加したこと、などがあげられます。

物納の手続きと注意点 申請は相続税の納付期限までに

物納の手続きの流れは、大きく次の通りです。まず、物納を申請する税額を算定し、物納対象の相続財産から適切な財産を選定します。次に、物納申請書のほか、金銭納付を困難とする理由書、財産ごとの必要書類を作成します。そして、物納申請書と必要書類を、原則として相続税の納付期限までに、被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署に提出します。なお、期限内の提出が困難な場合には、提出期限延長届出書を提出することで最長1年まで期限延長が可能です。

物納申請を行うと、申請書の提出期限の翌日から原則3カ月以内に審査が行われ、物納申請財産が不動産である場合には、税務署と財務局による現地調査も実施されます。審査によって、物納申請の内容が法律で定める要件を満たしており、物納申請財産が物納に充てる財産として適当であると判断された場合は、相続税物納許可通知書が送付されます。そして、物納が許可された財産について所有権移転手続きを行うと、物納財産収納済証書が交付されます。一方、物納申請の内容が要件を満たしておらず、物納申請財産が不適格であると判断された場合には相続税物納却下通知書が送付されます。

なお、物納する際には、相続税の納付期限までに申請しなければならない、要件が厳しく申請しても却下されることもある、利子税がかかることがあるなどの点に注意する必要があります。

物納は、相続税の納税資金対策として有効な手段となり得ますが、必ずしも最適な方法とは限りません。専門家へ相談しながら延納制度などほかの選択肢も含め最適な対応をすることが重要です。

生命保険を有効活用 相続税対策の基礎知識

生命保険は、相続税対策の有効な手段の一つです。死亡保険金には非課税枠があり、相続税軽減が期待できるだけでなく、保険金が受取人固有の財産となるため相続争いを避ける効果もあります。今回は、生命保険のメリットや相続税対策での活用方法を説明します。

生命保険と相続税 相続税対策としてのメリット

被相続人が負担していた生命保険の死亡保険金は、相続税法上「みなし相続財産」として、相続税の課税対象となります。ただし、この死亡保険金のすべてに相続税がかかるわけではなく、相続人が受取人である場合には非課税枠（500万円×法定相続人の数）が設けられており、すべての相続人が受け取った保険金の合計額がこの非課税枠を超えると、その超えた部分が相続税の課税対象になります。そこで、生命保険を活用して、相続人が保険金を受け取れるようにすれば、非課税枠が適用され、相続税を節税することができるので、相続税対策の有効な手段の一つとなります。

また、生命保険には、相続対策として次のようなメリットがあります。

①トラブル防止

保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割協議をしなくても、指定しておけば確実に特定の相続人が受け取ることができるので、遺産分割トラブルのリスクを抑えられます。

②資金の早期確保

保険金は、被保険者の死亡後に比較的短期間で支払われるため、納税資金や葬儀費用などの確保に役立ちます。

③相続放棄後の対応

相続放棄をした人でも、保険金は受取人固有の財産として受け取ることができます。ただし、相続放棄をした人は相続人ではないため、非課税枠は利用できない点には注意が必要です。

このように生命保険を活用することで、相続税対策だけでなく、相続手続きの円滑化に寄与する効果も期待できます。

生命保険を活用した相続税対策 非課税枠の活用や保険料の贈与

ここで、生命保険を活用した主な相続税対策をいくつか紹介します。

①非課税枠の活用

保険契約者と被保険者を被相続人、受取人を相続人とする契約により非課税枠を利用できます。現預金のままではその全額が相続税の対象となりますが、生命保険を利用することで相続開始時には相続人が非課税枠のある死亡保険金として受け取ることができるため、節税効果が期待できます。

②相続税評価額の低い保険の活用

生命保険契約に関する権利の評価額は、原則、相続開始時の解約返戻金相当額とされています。そこで、保険契約者と受取人を被相続人、被保険者を相続人とする低解約払戻金型終身保険などに加入すると、相続税評価額を低くすることができます。

③保険料の贈与による節税

被相続人が贈与した財産を保険料の支払いに充てる方法です。たとえば被相続人を被保険者、子を契約者かつ受取人とする生命保険に加入し、毎年の贈与額を非課税枠（110万円以下）に抑えることで、贈与税の負担をせずに子に保険料を支払わせることが可能です。

生命保険を活用した相続税対策を適切に行うためには、契約者、被保険者、受取人の組み合わせによって課税対象や税率が異なるといった注意点や、税制改正などへ対応する必要があるため、専門家に相談することをおすすめします。生命保険は、相続税対策だけでなく、遺族の生活保障や納税資金の確保などさまざまな目的で活用できます。状況に合わせて適切な保険を選ぶことが重要です。

早めの対策がカギ！ 生前贈与と相続税の基礎知識

相続税対策の基本は、相続税の課税対象となる相続財産を減らすことです。保有する財産を生前に家族などに贈与することは、相続税対策として有効な手段となり得ます。今回は、生前贈与の基礎知識や相続税対策における活用方法、注意点などを紹介します。

生前贈与の基礎知識 贈与税は受贈者に課税される

生前贈与とは、贈与者が生きている間に自身の財産を子や孫などに無償で譲り渡すことです。生前贈与により、相続財産を減らし、相続税を軽減する効果が期待できますが、贈与を受けた人（受贈者）に贈与税が課税される点に注意が必要です。贈与税の負担は相続で財産を取得する場合の相続税よりも、税の負担が大きくなることもあるため、計画的に行う必要があります。しかし、生前贈与には、以下のような非課税制度があり、これらの活用で、税の負担を抑えることができます。

- ①暦年贈与：受贈者一人につき年間110万円までの贈与が非課税
- ②相続時精算課税制度：贈与者一人につき累計2,500万円までが特別控除の対象で、非課税枠を超えた贈与額には20%の税率で課税
- ③配偶者控除：婚姻期間が20年以上の配偶者に対する居住用不動産やその取得資金の贈与では、最高2,000万円まで非課税

生前贈与と相続税対策 贈与の非課税制度を利用する

非課税制度以外にも、住宅取得等資金の贈与、教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与といった特例も利用できます。これらの制度は、それぞれ一定の要件を満たせば、一定額まで贈与税が非課税となります。

生前贈与を行うことで、相続財産を減らして、相続税の負担を軽減できるため、相続税対策として有効です。また、特定の人に確実にその財産を譲り渡すことができるため、遺産分割対策としても有効です。

ただし、生前贈与を行う際には、贈与税の課税や贈与後の財産管理など注意すべき点もいくつかあります。

生前贈与は、相続税対策としてだけでなく、家族への思いを形にする手段としても有効です。自身の状況に合わせて、専門家へ相談するなどして、適切な生前贈与の計画を立てることをおすすめします。